

日時 平成29年6月9日(金)

12:00~12:15

場所 B棟2階 センター

◇あいさつ

◇案 件

職員の懲戒処分等について

◇出席者

消防長、総務部長

(お問合せ先)

氷見市 市長政策・都市経営戦略部

企画政策課 広報広聴担当

TEL 0766-74-8012 FAX 0766-74-0692

平成 29 年 6 月 9 日
消防本部 警防課
総務部 総務課

職員の懲戒処分等について

- 1 対象職員
消防署・消防司令補（41 歳）

- 2 処分の内容
減給 10 分の 1 1 カ月

- 3 処分の理由

平成 28 年 2 月 21 日午後 8 時ごろ、署内 2 階で電動式心肺人工蘇生器の訓練中、自身が操作手順を熟知していない状況で、消防士に機械を装着し作動させたもの

訓練当時、機械が始動するためのステップを踏んでいないので、ボタンを押す行動自体は危険な行動という認識は無かったと述べているが、本来、電動式心肺人工蘇生器は人体に装着しての機械操作は、訓練では禁じられており、訓練責任者としての自覚にかけていると言わざるを得ない

また、上司へも「重大な事と認識していなかった」との理由で報告をしなかった事は、職員として職務の遂行に最善を尽くし、職務を全うしたと言えず、市職員全体の信用を失墜させるものであるから、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規定により懲戒処分を行うものである

- 4 処分年月日 平成 29 年 6 月 9 日（金）

問合せ先

氷見市消防本部警防課 （電話） 30-7114

氷見市総務部総務課 （電話） 74-8031